

救急業務等に関する条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十九号） 新旧対照表

| 新  | 旧                    |
|--|----------------------|
| <p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>（認定基準に定める事項）</p> <p>第四条 条例第二条第二項第五号に規定する認定基準は、道路運送法（昭和十六年法律第百八十三号）第三条第一号（ヤを除く。）及び第二号に定める事業のうちいずれかの許可を取得していることのほか、次に掲げる事項について消防総監が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 乗務員として患者等搬送業務を行うための資格に関すること。</li> <li>二 患者等搬送用自動車の構造及び設備に関すること。</li> <li>三 積載する資器材に関すること。</li> </ul> <p>（東京消防庁認定表示）</p> <p>第五条 条例第十三条の規定による東京消防庁認定表示の方法は、消防総監が定めるものとする。</p> <p>（患者等搬送事業者の認定申請の様式等）</p> <p>第六条 条例第十四条第一項の規定による申請は、別記第一号様式の申請書によりしなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、消防総監が定める図書を添付しなければならない。</p> <p>（認定通知書等の様式）</p> <p>第七条 条例第十四条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める通知書によりしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 認定をした旨の通知 別記第二号様式の通知書（以下「認定通知書」という。）</li> <li>2 認定をしない旨の通知 別記第三号様式の通知書</li> </ul> <p>（東京消防庁認定事業者の公表）</p> <p>第八条 条例第十四条第四項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 東京消防庁本部、消防署並びに当該消防分署及び消防出張所での閲覧</li> </ul> | <p>第一条から第三条まで（略）</p> |

二 その他消防総監が必要と認める方法

2) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第十五条に規定する東京消防庁認定事業者（以下「東京消防庁認定事業者」という。）の名称及び所在地

二 認定通知書の認定番号

三 認定を受けた年月日

四 その他消防総監が必要と認める事項

（東京消防庁認定事業者の遵守義務）

第九条 東京消防庁認定事業者は、患者等搬送業務に従事する者に、消防総監が定める次に掲げる事項を遵守せねなければならない。

一 患者等搬送業務及び表示の制限に関する事。

二 患者等の症状の悪化の防止に係る応急手当の実施に関する事。

三 消防機関への通報及び救急自動車の要請に関する事。

四 乗務員資格を証明するものの携帯に関する事。

五 乗務する人員に関する事。

六 患者等を搬送する乗務員の衛生及び安全管理に関する事。

七 特異な事案を扱った場合の報告に関する事。

（表示の除去等の命令を受けた者の公表）

第十条 条例第十七条第二項の規定による公表の方法については、第八条第一項の規定を準用する。

2) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 命令を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 命令に係る事業所の名称及び所在地

三 命令を受けた理由

四 命令の内容

五 命令を受けた年月日

六 その他消防総監が必要と認める事項

（変更の申請の様式等）

第十一条 条例第十八条の規定による申請は、別記第四号様式の申請書により

しなければならない。

2 前項の申請書には、消防総監が定める図書を添付しなければならない。

(認定取消し基準)

第十二条 条例第十九条第一項に規定する認定取消し基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 二 第四条に規定する認定基準に適合しないことが判明したとき。
- 三 第九条各号に規定する遵守すべき事項を履行しないとき。
- 四 正当な理由なく、条例第二十条第二項の確認を拒み又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 故意又は重大な過失により、患者等搬送業務実施中に重大な事故を発生させたとき。
- 六 患者等搬送業務に関し、犯罪行為その他社会通念上認定事業者としてふさわしくない行為をしたとき。

(取消通知書の様式)

第十三条 条例第十九条第二項の規定による通知は、別記第五号様式の通知書によりしなければならない。

(認定の取消しを受けた事業者の公表)

第十四条 条例第十九条第三項の規定による公表の方法については、第八条第一項の規定を準用する。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定の取消しを受けた東京消防庁認定事業者の名称及び所在地
- 二 認定の取消しを受けた東京消防庁認定事業者の認定番号
- 三 認定の取消しを受けた年月日
- 四 認定の取消しをした理由
- 五 その他消防総監が必要と認める事項

(確認)

第十五条 条例第二十条第二項の規定による確認は、認定を行うとき及び業務の履行状況を把握する必要があるときに行つものとする。

(委任)

第十六条 この規則の施行について必要な事項は、消防總監が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 救急業務等に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第七十九号。以下「新条例」といふ。)附則第二項に規定する新条例の施行日前に消防總監の認定を受ける場合は、この規則による改正後の救急業務等に関する条例施行規則第六条及び第七条の規定の例による。